



栃木県公報

令和 8 (2026) 年
9 月 18 日 (金)
号 外
第 46 号

目 次

規 則

○栃木県小規模水道条例施行規則の一部改正	1
○栃木県財務規則の一部改正	1

規 則

栃木県規則第38号

栃木県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 9 月 18 日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県小規模水道条例施行規則（昭和38年栃木県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（衛生上の措置） 第 6 条 条例第11条の規定による小規模水道布設者が行わなければならない衛生上必要な措置は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) 略 (4) 小規模水道布設者は、給水施設の設置場所において業務に従事している者について、おおむね <u>1 年</u> ごとに感染症（病原体がし尿に排せつされるものに限る。以下同じ。）の有無について健康診断を行うこと。ただし、当該業務に従事する者に感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、臨時に当該発生した感染症又は発生するおそれがある感染症について健康診断を行わなければならない。 (5) 略	（衛生上の措置） 第 6 条 条例第11条の規定による小規模水道布設者が行わなければならない衛生上必要な措置は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) 略 (4) 小規模水道布設者は、給水施設の設置場所において業務に従事している者について、おおむね <u>6 カ月</u> ごとに感染症（病原体がし尿に排せつされるものに限る。以下同じ。）の有無について健康診断を行うこと。ただし、当該業務に従事する者に感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、臨時に当該発生した感染症又は発生するおそれがある感染症について健康診断を行わなければならない。 (5) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(上下水道課)

栃木県規則第39号

栃木県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 9 月 18 日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県財務規則の一部を改正する規則

栃木県財務規則（平成 7 年栃木県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第54条の2 略 (特定歳入等) 第54条の3 <u>法第243条の2の7第2項に規定する</u> 特定歳入等は、次のとおりとする。 (1) <u>分担金</u> (2) <u>負担金</u> (3) <u>使用料</u> (4) <u>手数料</u> (5) <u>財産収入</u> (6) <u>寄附金</u> (7) <u>諸収入</u> (8) <u>県債</u> (9) <u>保管金（法第235条の4第3項の歳入歳出外 現金をいう。以下同じ。）</u> (保管金の年度区分) 第103条 保管金 _____ _____の年度区分は、その 受入れ又は払出しを行った日の属する年度とす る。 (賠償責任を負う職員の範囲) 第192条 <u>法第243条の2の9第1項後段に規定する</u> 賠償の責めを負う職員の範囲は、次に掲げるとお りとする。 (1)～(3) 略 (現金、有価証券又は物品の亡失等の報告) 第193条 略 2 略 3 課長又は公所の長は、前条の規定により指定さ れた職員が、法令の規定に違反して<u>法第243条の</u> <u>2の9第1項第1号から第4号までに掲げる行為</u> をし、又は当該行為を怠ったことにより県に損害 を与えたときは、直ちにその事実を詳細に記載し た書類を作成し、幹事課長を経由して人事課長に 提出しなければならない。	第54条の2 略 (保管金の年度区分) 第103条 保管金 <u>(法第235条の4第3項の歳入歳出</u> <u>外現金をいう。以下同じ。)</u>の年度区分は、その 受入れ又は払出しを行った日の属する年度とす る。 (賠償責任を負う職員の範囲) 第192条 <u>法第243条の2の8第1項後段に規定する</u> 賠償の責めを負う職員の範囲は、次に掲げるとお りとする。 (1)～(3) 略 (現金、有価証券又は物品の亡失等の報告) 第193条 略 2 略 3 課長又は公所の長は、前条の規定により指定さ れた職員が、法令の規定に違反して<u>法第243条の</u> <u>2の8第1項第1号から第4号までに掲げる行為</u> をし、又は当該行為を怠ったことにより県に損害 を与えたときは、直ちにその事実を詳細に記載し た書類を作成し、幹事課長を経由して人事課長に 提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

(会計局会計管理課)